

産業廃棄物収集運搬業許可証

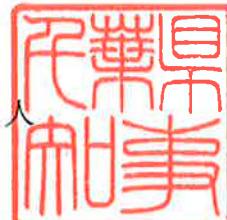
住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業 株式会社

代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和4年4月24日

許可の有効年月日 令和9年4月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む），イ 廃油，ウ 廃酸，エ 廃アルカリ，オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），カ 紙くず，キ 木くず，ク 繊維くず，ケ 動植物性残さ，コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），サ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く），シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成9年4月24日 新規許可

令和4年4月24日 更新・変更許可（限定の解除）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。